

浜松市における児童虐待死亡事例

検証報告書

平成 24 年 10 月

浜松市社会福祉審議会

児童福祉専門分科会 児童虐待検証部会

本報告書の利用にあたっては、プライバシーに配慮した
取扱がなされるようお願いいたします。

目 次

はじめに	1
1 検証の目的・方法	2
2 事例の概要	2
3 事例の検証による問題点・課題の整理	5
4 事例の検証による改善への提言	6
<参考資料>	
1 浜松市児童相談所	7
2 浜松市児童福祉部門	10
3 検証部会の概要	11
4 社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童虐待検証部会 運営要綱	12
5 浜松市における自殺対策	14

はじめに

平成23年6月に、浜松市内において8歳の女兒が父親による心中未遂に伴い死亡する痛ましい事件が起きた。学校以外、特に市の機関が関与していたわけではなく、父親の突発的な行動に本児が巻き込まれたという心中未遂事件ではあるが、このような結果に至る前に、関係機関から何かしらの支援が可能であったかどうか検証する必要があると考えた。

この事件を受け、本市では児童虐待検証部会を開催し、事実の把握、発生原因の分析・検証及び再発防止策を審議した。これは、関係機関や関係者の個別の判断について責任を追及するものではなく、課題等を洗い出して、再発防止策を示すことを目的としている。

本部会では、今後取り組むべき課題と改善策などを提言としてとりまとめた。この提言が本市はもとより、他都市においても虐待や心中などの重篤事例の防止策となり、健やかな子どもの発達と成長に役立っていくことを願っている。

1 検証の目的・方法

(1) 検証の目的

浜松市内で平成23年に発生した心中未遂事件について、事実を把握し、死亡した児童の視点に立って発生要因の分析等を行い、今後に必要な再発防止策と支援のあり方を検討する。

(2) 検証の方法

- ① 本事件の検証にあたって、関係者からのヒアリングや裁判の傍聴を行い、事実関係を確認する。
- ② 提出された資料から、問題点と課題を整理し、再発防止策を検討する。

2 事例の概要

今回の心中事例については、加害者である父が逮捕されていることや、事件前、市の関係機関の関与がなかったため、事例の背景等を詳細に把握することが困難であった。そのため、事件の概要については、公判の傍聴内容を中心にまとめた。

(1) 事件の概要

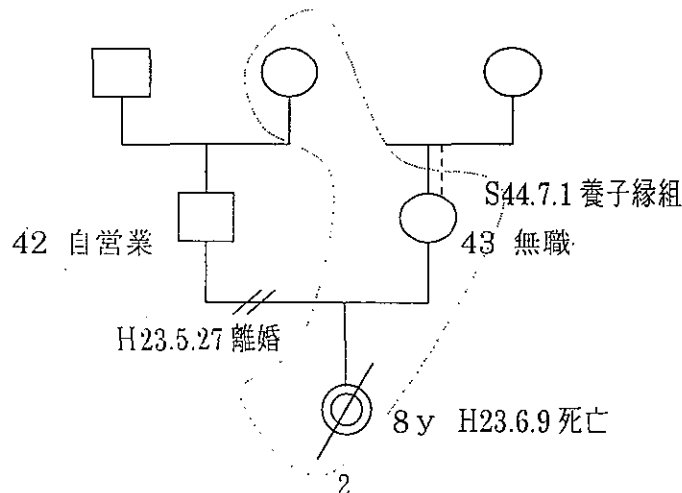
平成23年6月9日午後2時ごろ、市内のアパートで首を絞められて死亡している女兒（8歳）と血を流して倒れている父（42歳）を駆けつけた警察署員が発見した。父は、意識不明の状態で見送られ、病院に搬送された。

「俺には娘しかいない」などと書かれたメモが見つかり、父が無理心中を図ったことを認めたため、6月15日、殺人の疑いで逮捕された。

(2) 死亡した児童及び家族の状況

本児 (8歳) 小学校3年 女兒 <死亡>
母 (43歳) 無職
父方祖母
<別居>
父 (42歳) 自営業 (H23.5.27離婚 H23.6.1独居)
母方祖母 養母

(H23.6.9現在)



(3) 経 過 (公判傍聴内容より)

平成23年

- 5月27日 離婚(親権は母)
- 6月 1日 父はアパートで一人暮らし開始
本児、母、父方祖母は父方祖母宅で生活
- 6月 8日 夕方、母は居酒屋の手伝いのため外出
父が実家から本児を連れ出す
- 6月 9日
午前5時頃 父が本児を殺害 自殺を図るが失敗
午後2時頃 父は意識が戻り、携帯電話で110番通報 その後、病院に搬送
- 6月15日 父逮捕

- 11月15日 第1回公判 起訴状朗読 被告人質問等
- 16日 第2回公判 論告求刑 検察側 懲役12年 弁護側 懲役4年
- 17日 判決 懲役10年

(4) その他公判で把握した事実

ア 父の履歴

- ・ 運送会社は3、4年勤務したが、それ以外の仕事は長く続かず、数か月ごとに職を転々としてきた。
- ・ 広告代理店の営業で実績をあげ、独立して広告代理店を設立した。当初は順調であったが、徐々に経営困難になった。
- ・ その後、共同出資するが失敗し、1億円ほどの借金を抱える。

イ 父の人柄等

- ・ 本児を溺愛しており、教育方針をめぐり、夫婦間で口論になることがあった。
- ・ かつとなり、母を罵倒したり、物を投げたりしていた。
- ・ 母に対し、「自分の都合を最優先している」という思いがあった。

ウ その他

- ・ 首を強く絞めたことによる窒息死で、殺人罪である。責任能力は問題ない。
- ・ 父の性格と借金が離婚の主な原因である。

(5) 市の関与状況

- ① 小学校 . . . 事件前日まで登校
- ② 児童相談所 . . . 関与なし
- ③ 区役所等 . . . 関与なし
- ④ 教育委員会指導課 . . . 事件後、児童、保護者へのカウンセリング
- ⑤ 浜松市精神保健福祉センター . . . 事件後、教育委員会指導課への支援

(6) 関係機関からの聴取

本児が在籍していた小学校（2、3年生時の担任） 聴取日：平成23年11月10日（木）

① 本児の性格や学校での様子

- ・おとなしいが友だちと仲良くすることができ、好かれていた。
- ・いつも身ぎれいな服装であり、持ち物などがなくて困ることはなかった。
- ・1年生の時は登校を渋り、朝涙を流しながら父親と登校して来ることがあった。
- ・2、3年生の時には、落ち着いて学校生活を送り、問題となるような表れはなかった。

② 父の様子等

- ・父子で学校近くの公園で遊ぶ姿が見られるなど、父子関係は良好であった。
- ・登校を渋ると本児を連れて登校し、何も言わずに教員に引き渡す感じだった。

③ 母の様子等

- ・母子関係は特に問題はなく、家庭学習などにも協力的であった。
- ・学校納金の滞納や遅滞はなかった。
- ・事件後、涙を見せることはあったが、特に取り乱すこともなく対応していた。

④ 離婚後の本児と母の様子や学校側の予見

- ・本児は5月末の両親の離婚後、どちらかと言うと明るくなったように感じられ、家庭内の問題が解消したことで、ふっ切れたという印象であった。
- ・困って離婚したという報告はなく、むしろ母子ともに明るい印象であった。
- ・学校は、離婚後も本児が父親のところへ泊まりに行ったり、父母間でメールのやり取りをしていたりという話を聞いていた。
- ・父親が学校に来て、本児に会わせないでほしいという依頼はなかった。

(7) 事件後の関係機関の対応

① 浜松市教育委員会指導課

聴取日：平成23年12月15日（木）

- ・指導主事1名が学校へ出向き、状況確認と対応について相談する。
- ・事件翌日から学校にスクールカウンセラーを常駐させる。
- ・担任のフォローを行う。

② 浜松市精神保健福祉センター

聴取日：平成23年12月15日（木）

○ 教育委員会指導課への支援

- ・CRT（クライシスレスポンスチーム）支援の必要性について、連携を取りながら対応を考えていくことを確認する。
- ・所長、副所長、保健師、心理士が教育委員会へ出向き、状況を確認する。
- ・CRTの支援の要請ではなく、保護者や報道関係への通知文、児童への説明文などの対応について教育委員会指導課を支援する。

※CRT：大きな事件・事故や災害が起きたときに、現場に赴いて、心のケアを支援する専門家チーム

○ 静岡県精神保健福祉センターへの連絡

- ・事件当日、午後5時ごろ、CRT担当へ事件の概要を伝える。
- ・学校管理下の事案ではなく、県はCRTとしての対応は必要ないと見解を出す。

○ 学校への支援・助言

- ・事件発生による他児の動揺を最小限にするため、他児の保護者宛にメールや通知文を出す場合には、被害児童の母親に了承を得る。
- ・全児童へのスクリーニングは行わず、仲が良かった児童、一緒に登校していた児童など、かかわりがあった児童をピックアップし、様子を見守っていく。
- ・土日に相談できる体制を学校に整えておく。
- ・必要に応じてセンター職員を派遣する。

3 事例の検証による問題点・課題の整理

今回の事例は、市の機関の関与がなく、両親の離婚後2週間という短期間で事件に至った。その間、学校は、本児の様子を細心の注意を払って見守っていた。また、保護者が借金、離婚などの悩みを抱えていても、虐待ケースとは違い、学校は保護者からの訴えがない限り、他機関と連携して家庭を支援していくことは難しい。

このような状況を考えると、今回の事件を防ぐことは難しかったが、以下の3点を問題点・課題として挙げ、再発防止策について検討した。

(1) 相談機関を利用しない人への支援

父は多額の借金と離婚という2つの大きな課題を抱えていたが、相談機関を利用せず、精神的に孤立していたと思われる。父方祖父に相談したが相手にされず、また、身近な人にも相談したが、適切な助言を受けられなかった。

本人や相談を受けた人が相談機関等についての情報を持ち、適切な支援を受けていれば、父の精神的な負担はいくらか軽減でき、心中（未遂）にまでは至らなかったかもしれない。

必要な人が必要な時に、相談機関を利用できる体制をつくっていくことが課題である。

(2) 家庭状況に変化があった子どもの心理状況の把握

「本児は5月末の両親の離婚後、どちらかと言うと明るくなったように感じた。困って離婚したという報告はなく、むしろ母子ともに明るい印象であった」というのが、学校側の印象である。家庭状況等生活に変化があった場合、学校は細心の注意を払い、子どもを見守っているが、今回の事例において、離婚後の母子の表れから事件を予見することは難しかった。

今後、子どもや家族の些細なサインをキャッチしていくため、学校だけでなく、関係機関の職員も含め、専門性を高めていくことが課題である。

(3) 関係機関の連携

学校は心配がある児童については、地区の社会福祉課や児童相談所に連絡し、要保護児童対策地域連絡協議会等で情報を共有し、関係機関が連携して対応している。しかし、

今回はこのようなケースではなく、さらに本児が登校していない事実を知っても母の危機感は低く、緊急の対応はしなかった。

今回のケースでは、本児は殺害されていたが、もし事件当日の朝、本児が存命していたとすると、子どもが学校に登校していないことを把握し、連絡しても親が動かない場合、学校はどのように対応すればよいか課題である。

4 事例の検証による改善への提言

(1) 相談機関を利用しない人への支援について

- ・ 福祉でも、教育でも同様であるが、相談機関に行かない人、行けない人には、その人なりの背景があり、責めることはできない。相談機関について、市民に周知していくことはもとより、相談者にかかわる関係機関の担当者が、市の相談体制について理解し、適切なつなぎをしていく必要がある。
- ・ 自殺対策の主役は国民一人ひとりであり、専門家でなくても、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげる「ゲートキーパー」としての役割がある。さまざまな機会に市民に周知していく必要がある。

※ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと
(内閣府自殺対策推進室HPより)

(2) 家庭状況に変化があった子どもの心理状況の把握について

- ・ 子どもにとって、離婚等大きな変化があった時には、「何か起こるかもしれない」と予想し、学校を含む関係機関が慎重に観察し、どこかで気づき、支援していく必要がある。
- ・ 子どもや家族の些細なサインを見落とさないためには、直接かかわる支援者の専門性が求められる。リスク要因を的確に捉え、子どもの視点で評価し、支援につなげることができるよう、支援者の専門性向上のための研修を充実していく必要がある。

(3) 関係機関の連携について

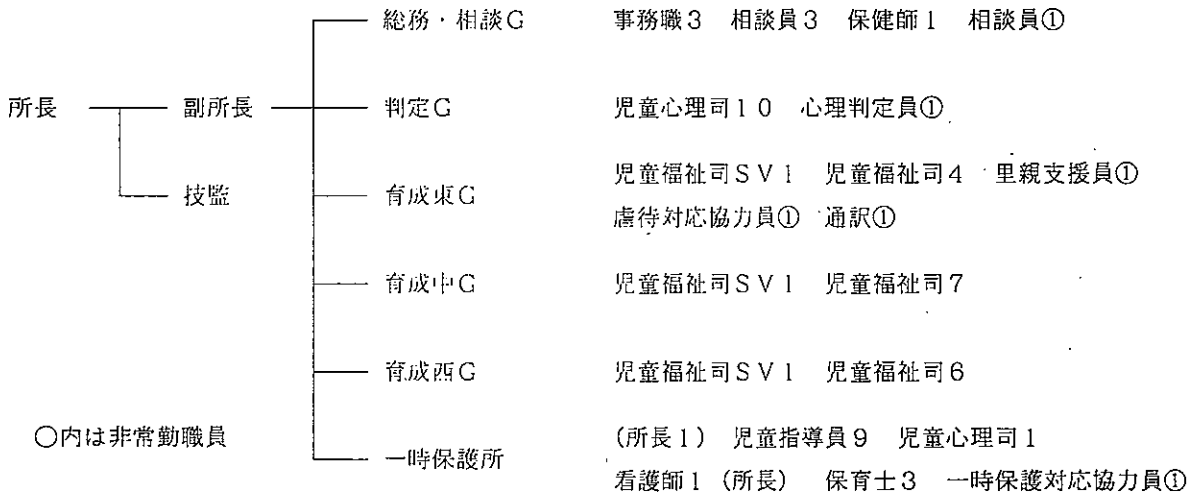
- ・ スクールカウンセラーが適切に見立て、必要に応じて児童相談所、精神保健福祉センター、医療等につなげることで、対応の幅を広げていくことができる。
また、スクールソーシャルワーカーを有効に活用し、家庭への支援を充実させることで、学校と家庭が連携して課題解決ができる体制を構築していく必要がある。
- ・ 司法書士と精神保健福祉士が連携して、借金の相談に対応するプロジェクトが試行的に行われているが、その他の関係機関においても連携をさらに充実し、地域の相談力を向上させていく必要がある。
- ・ 学校が保護者の意に関わらず通報する場合など、関係機関とどのように連携し、対応していくか検討が必要である。

参考資料

1 浜松市児童相談所

① 組織図

平成23年4月1日現在



② 職種別職員数

【児童相談所】

所長	1
副所長	1
技監	1
児童福祉司SV	3
児童福祉司	17
児童心理司SV	1
児童心理司	9
相談員	3
保健師	1
庶務担当	3
非常勤職員	5
計	45

【一時保護所】

所長(看護師)	1
児童指導員	9
児童心理司	1
保育士	3
非常勤職員	1
計	15

③ 相談件数：1,810件（平成22年度）

④ 相談対応等の概要：助言指導、継続指導、福祉事務所送致、児童福祉司指導、 訓戒誓約、措置・契約施設入所、里親委託等

2 浜松市児童福祉部門

① 組織図

中区福祉事務所長——社会福祉課長——課長補佐——児童家庭相談室

保健師2 事務職1
家庭相談員① 婦人相談員②

東区福祉事務所長——社会福祉課長——課長補佐——児童家庭相談室

保健師2 家庭相談員①
婦人相談員① 教育相談員①

西区福祉事務所長——社会福祉課長——課長補佐——児童家庭相談室

保健師2 家庭相談員①
教育相談員①

南区福祉事務所長——社会福祉課長——課長補佐——児童家庭相談室

保健師2 家庭相談員①
教育相談員①

浜北区福祉事務所長——社会福祉課長——課長補佐——児童家庭相談室

保健師2 家庭相談員①
婦人相談員① 教育相談員①

北区福祉事務所長——社会福祉課長——課長補佐——児童家庭相談室

保健師2 家庭相談員①
教育相談員①

天竜区福祉事務所長——社会福祉課長——課長補佐——児童家庭相談室

保健師2 家庭相談員①
教育相談員①

○数字は非常勤職員

② 職種別職員数

福祉事務所長	7
社会福祉課長	7
社会福祉課長補佐	7
保健師	14
事務職員	1
非常勤職員	17

③ 相談件数 : 1,257件 (平成22年度)

④ 相談対応等の概要

- ・子どもや家庭に関する各種相談
- ・子育て支援サービス等、身近な社会資源を活用するケースの対応

3 検証部会の概要

(1) 浜松市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童虐待検証部会 委員名簿

	氏名	役職	所属	専門分野	備考
1	石川 瞭子	教授	聖隷クリストファー大学	社会福祉	児童福祉専門分科会
2	巽 あさみ	教授	国立大学法人浜松医科大学	公衆衛生 看護学	児童福祉専門分科会
3	福永 博文	教授	浜松学院大学短期大学部	臨床心理 児童福祉	臨時委員
4	水野 義仁	小児科医師	浜松医療センター	小児医学	臨時委員
5	伊豆田 悦義	弁護士	静岡県弁護士会浜松支部	司法	臨時委員

(2) 開催日時

第1回 平成24年1月23日（月） 午後2時から4時まで

- ① 検証の目的
- ② 事例の概要
- ③ 事例の検証による問題点・課題の整理

第2回 平成24年9月11日（火） 午後2時から4時まで

- ① 事例の検証による改善への提言
- ② 検証結果報告書について

4 社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童虐待検証部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する事例の分析に関する事項を調査審議するとともに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の15第2項に規定する報告に対する意見を述べるため、浜松市社会福祉審議会条例（平成12年浜松市条例第46号）第8条第3項により設けられた、児童福祉専門分科会児童虐待検証部会（以下「部会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(構成)

第2条 部会は、社会福祉審議会委員及び臨時委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長1人を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、会議を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会は、必要があると認めるときは、会議に部会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 部会は、必要があると認めるときは、関係機関への調査を行うことができる。

(審議事項)

第5条 審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む。）すべてを検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とすることができる。
- (2) 本市が所管する児童福祉施設等における被措置児童等虐待事例について、本市が講じた措置の報告を受け、意見を述べるものとする。

2 部会が、検証する内容は次のとおりとする。

- (1) 事例の問題点と課題の整理
- (2) 取り組むべき課題と対策
- (3) その他検証に必要と求められる事項

(調査審議の方法)

第6条 調査審議は、部会において事例ごとに行う。なお、検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。

2 部会は、本市から出された情報をもとに、ヒアリング等の調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。

3 部会は、議事内容が個人情報保護にかかわると判断される場合は、非公開とすることができる。

(部会の開催)

第7条 部会は、死亡事例等が発生した場合は速やかに開催する。ただし、刑事事件として審理中の場合等、速やかに所定の調査審議を行うことが困難である場合は、開催時期、調査審議内容を調整して行う。

(報告)

第8条 部会は、市内で発生した児童虐待の死亡事例（心中を含む。）等について調査・検証し、その結果及び再発防止の方策についての提言をまとめ、市長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第9条 部会委員は、部会において知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 部会の事務局は、浜松市こども家庭部子育て支援課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月9日から施行する。

5 浜松市における自殺対策

(1) 健康医療課

○自殺対策の施策

【基本的な視点】「孤立を防ぐ」 ～ ひとりじゃないよ、大丈夫。 ～

【4本柱】

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| I 相談体制の充実 | — 「いのちをつなぐ手紙」をはじめます |
| II 啓発 | — いのちの大切さを伝え合う場をつくります |
| III 関係機関との連携・協力 | — 関係機関もつながります |
| IV 調査 | — 浜松市の状況を調査します |

の4本柱を基に、精神保健福祉センターと分担して取り組んでいる。主に、「啓発」と「関係機関との連携・協力」を中心に施策を実施している

【「いのちをつなぐ手紙」】

- ・「いのちをつなぐ手紙」を260か所に置いている。「ぽど」と連携）月に10通程度送られてきている。年間12,000部程度印刷している。利用とまではいえないが、手にしてくれている人は多い
- ・年間2回の強化月間には、ポスターを配付し、掲示してもらっている
- ・「浜松市の相談機関一覧表」は、平成21年度に全戸配布した

【自殺対策地域連携プロジェクト（試行）】

- ・経済的な悩みについては、通常司法書士（司法書士会）や弁護士（弁護士会、法テラス）が対応している。司法書士や弁護士の方が相談を受けているケースの中で、必要に応じて精神保健福祉士がかかわり、ケースの検討をしていく
- ・今後は、精神科医の参加も検討していく

【普及啓発のための新聞等メディア広告等】

- ・新聞朝刊に月1回、いのちをつなぐ手紙を掲載
- ・9月の自殺対策週間、3月の自殺対策強化月間に、駅構内にポスターを掲示し、普及啓発を図る

【今後の対策】

- ・相談機関を十分に活用してもらえよう、いろいろな機会に周知していく。
- ・資料等の置き場所を工夫し、普段働いている人が目にする機会を増やしていく。

(2) 精神保健福祉センター

【自死遺族事業及び自死遺族「わかちあいの会」】

- ・ご遺族のこころのケアのための相談を、専門スタッフ（保健師、臨床心理士、精神保健福祉士）が行なっている。（面談・予約制）
- ・また、大切な人を亡くされた同じ立場の方々が、お互いに寄り添い、その感情を語り、わかちあうための会「自死遺族わかちあいの会」を2ヶ月に1回開催している。

【子どものためのストレスマネジメント】

- ・小学校4年生を対象に、精神保健福祉センターの専門スタッフ（臨床心理士、保健師）が各学校を訪問、クラス単位で、「ぞうのアリス」という物語を教材に使い、ストレスについて学び、軽減、コントロールする方法を学んでいる。

平成22年度実績 27校で開催、1,984人が受講

【「いのちをつなぐ手紙」作文及び絵画募集】

- ・小学校5・6年生を対象に、「いのち」をテーマにした作文・絵画を募集。作品は、FM放送、新聞広告、ホームページや冊子により、市民に紹介し、広く「いのち」の大切さを周知している。

【子ども・若者に対する自殺対策啓発事業】

- ・子ども・若者に「いのちの大切さ」を周知するため、「自殺対策啓発事業」として、平成23年度は、ミュージカル「葉っぱのフレディー～いのちの旅～」の公演を行なった。
- ・また、会場において「いのちをつなぐ手紙 作文及び絵画」の作品を展示した。

【思春期メンタルヘルス実態調査】

- ・本市における思春期・青年期の若者の自殺対策など思春期のメンタルヘルスに関する施策の推進のための基礎調査として、平成22年度から実態調査を行なっている。

平成22年度は、市内公立中学校1～3年生のうち無作為に抽出された生徒約5,000人に、「アンケート調査」を行い、家族関係、友人関係、興味・関心や健康状態等実態を調査。平成23年度は、教職員に対する「意識調査」を行なった。

【外国人メンタルヘルス相談窓口の設置】

- ・平成22年7月から浜松市多文化共生センター内に、ブラジルの方々のメンタルヘルス相談及び医療・福祉機関等への同行通訳や学校での相談等を行なうために、母国語で相談を行なうことが可能な専門相談員を配置している。

【講習会の開催】

- ・相談窓口職員に対し、精神疾患の基礎知識や自死したい気持ちを持っている人、自死遺族への対応などの講習会を開催している。

浜松市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童虐待検証部会

【事務局】

浜松市 こども家庭部 子育て支援課

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2

電 話 053-457-2793

FAX 053-457-2039